

川崎市における I R 活動の取組について（市長講演資料）

平成 18 年 10 月 16 日（月）、早稲田大学大学院ファイナンス研究科（コレド日本橋）にて、開催された「早稲田大学マニフェスト研究所自治体ファイナンス部会」におきまして、市長が「川崎市における I R 活動の取組」をテーマに講演を行いました。

当日の市長による講演資料をここに掲載いたしますのでご覧ください。

【早稲田大学マニフェスト研究所自治体ファイナンス部会】

本自治体ファイナンス部会は、公的機関で行われている財政制度改革に関する最新の研究成果を取り入れながら、地方分権時代における自治体ファイナンスモデルを確立することを目的として、早稲田大学マニフェスト研究所（所長：北川正恭 早稲田大学大学院教授）内に設置された研究部会です。

川崎市は、当部会に参加し、自治体ファイナンスモデルの確立に向けて取り組んでいます。



川崎市におけるIR活動の取組

- マーケットとの協働を目指して -

川崎市長 阿部 孝夫

平成18年10月16日

はじめに(本日の説明内容)

1. 元気都市かわさき
2. 地方債をとりまく現状
3. 調査研究会報告とI R活動の取組

1 . 元気都市かわさき

1 - 1 元気都市かわさき（市勢概要）

1 - 2 " （経済・産業構造）

1 - 3 「元気都市かわさき」に向けた動き

1 - 4 経営ビジョン

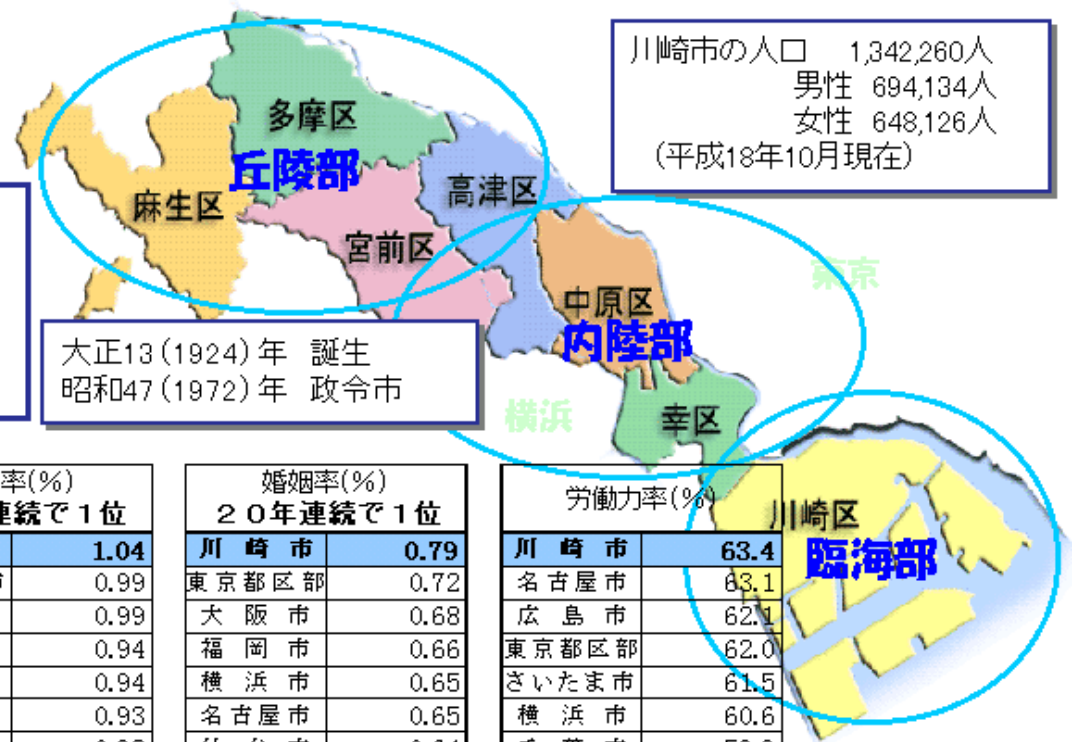
1-1 元気都市かわさき(市勢概要)

人口増加率、出生率、婚姻率、労働力率は大都市の中でトップ

川崎市の面積 144.35km²

川崎市の人口 1,342,260人
 男性 694,134人
 女性 648,126人
 (平成18年10月現在)

東京都の東南に隣接、神奈川県東北端に位置



臨海部

重化学工業
工場群と
事務所

内陸部

住宅・事務所
が密集

丘陵部

急激な
宅地化

大正13(1924)年 誕生
昭和47(1972)年 政令市

人口(人)

1	東京都区部	8 390 967
2	横浜市	3 555 473
3	大阪市	2 624 747
4	名古屋市	2 202 111
5	札幌市	1 872 703
6	神戸市	1 519 878
7	京都市	1 464 238
8	福岡市	1 389 953
9	川崎市	1 306 021
10	広島市	1 144 433
11	さいたま市	1 065 198
12	仙台市	1 025 714
13	北九州市	1 000 136
14	千葉市	918 364
	平均	2 105 710

出所:平成16年版大都市比較統計年報

人口増加率(%)
5年連続で1位

川崎市	0.91
さいたま市	0.78
横浜市	0.76
福岡市	0.72
東京都区部	0.61
千葉市	0.57
広島市	0.54
札幌市	0.47
名古屋市	0.43
神戸市	0.28
大阪市	0.26
仙台市	0.20
京都市	△ 0.12
北九州市	△ 0.27
平均	0.44

人口増加数÷人口×100

出所:平成16年版大都市比較統計年報

出生率(%)
15年連続で1位

川崎市	1.04
さいたま市	0.99
広島市	0.99
千葉市	0.94
福岡市	0.94
仙台市	0.93
横浜市	0.93
名古屋市	0.92
大阪市	0.89
北九州市	0.87
神戸市	0.86
京都市	0.82
札幌市	0.79
東京都区部	0.79
平均	0.91

出生数÷人口×100

出所:平成16年版大都市比較統計年報

婚姻率(%)
20年連続で1位

川崎市	0.79
東京都区部	0.72
大阪市	0.68
福岡市	0.66
横浜市	0.65
名古屋市	0.65
仙台市	0.64
さいたま市	0.63
札幌市	0.62
広島市	0.62
千葉市	0.59
京都市	0.56
北九州市	0.55
神戸市	0.54
平均	0.64

婚姻数÷人口×100

出所:平成16年版大都市比較統計年報

労働力率(%)

川崎市	63.4
名古屋市	63.1
広島市	62.1
東京都区部	62.0
さいたま市	61.5
横浜市	60.6
千葉市	59.9
福岡市	59.7
大阪市	59.7
仙台市	59.2
札幌市	58.3
京都市	57.7
神戸市	55.9
北九州市	55.4
平均	59.9

労働力人口(就業者と完全失業者)÷15歳以上人口

出所:平成12年国勢調査

1-2 元気都市かわさき (経済・産業構造)

経済成長率、従業者1人当たり製造品出荷額は、ともに大都市No.1

情報サービス業、学術・開発研究機関に従事する人の比率も、ともに大都市No.1

ハイテクラインのJR南武線沿線には、200を超える大企業をはじめとした研究開発機関が集積

製造業における「研究開発型企业」の増加、
サービス業の割合拡大
工都川崎から世界的な研究開発型都市へ

市(都)内経済成長率 (名目)(%)

1	川崎市	2.7
2	横浜市	2.6
3	京都市	1.8
4	千葉市	1.4
5	広島市	1.1
6	東京都区部	0.9
7	大阪市	0.0
8	札幌市	0.0
9	名古屋市	0.0
10	福岡市	0.1
11	神戸市	0.3
12	北九州市	0.6
13	仙台市	2.3
14	さいたま市	-
平均		0.5

平成15年度市(都)民経済計算

出所:平成16年版大都市比較統計年報

従業者1人当たり製造品出荷額等(万円)

1	川崎市	6 936
2	千葉市	5 030
3	仙台市	4 150
4	横浜市	3 826
5	神戸市	3 711
6	広島市	3 608
7	北九州市	3 431
8	京都市	3 006
9	さいたま市	2 996
10	名古屋市	2 877
11	大阪市	2 751
12	福岡市	2 604
13	東京都区部	2 110
14	札幌市	1 769
平均		3 486

製造品出荷額 ÷ 従業者数

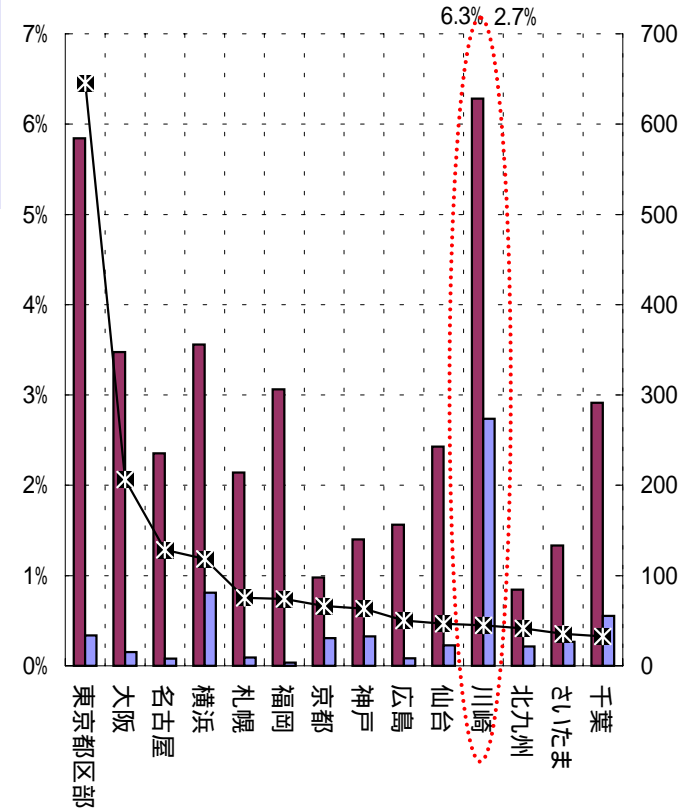
出所:平成16年版大都市比較統計年報

第2次産業従業者構成比(%)

川崎市	25.5
北九州市	23.2
横浜市	21.1
京都市	20.9
名古屋市	20.8
広島市	20.5
神戸市	20.1
大阪市	20.0
さいたま市	18.0
千葉市	16.9
東京都区部	16.5
仙台市	15.3
札幌市	14.9
福岡市	13.1
平均	19.0

第2次産業従業者 ÷ 全従業者 × 100

出所:平成16年版大都市比較統計年報



■ 情報サービス業従業者の比率
■ 学術・開発研究機関従業者の比率
—*— 全産業従業者数(右軸)(単位:万人)

出所:「大都市比較統計年表(平成16年)」(大都市統計協議会)

1-3 「元気都市かわさき」に向けた動き

川崎の特徴や強みを活かし、川崎全体の活力と魅力を高める取組み



風格のあるまちづくりに向けた臨海部再生と都市拠点整備



持続型社会に向けた新たな産業基盤の創出

- ◆ 環境産業：UNEPとの連携、アジア起業家村構想の推進
- ◆ 福祉医療産業
- ◆ 生活文化産業：音楽、映画、ガラス工芸

文化・スポーツでの明るい話題

- ◆ 音楽のまち・かわさき
- ◆ 藤子・F・不二雄アートワークス
- ◆ アートセンター
- ◆ シネマコンプレックス「チネチッタ」
- ◆ 川崎フロンターレ
- ◆ アメリカン・フットボール・ワールドカップ

臨海部の遊休地解消 H13年度155.8ha→H15年度26.4ha(約83%の減)
減少した主な遊休地等
・新日本石油 石油精製工場跡地→川崎天然ガス等新規立地
・いすゞ自動車川崎工場跡地→都市再生機構、新パシカメラへの売却
ガン先進治療を中核とした医療施設の建設
・JFE既未利用地→THINK(アビリティーズ・ケアネット社の進出等)
リサイクル施設等機能転換による自社活用

川崎市内整備位置図
川崎市まちづくり見/H18年5月
広域拠点 地域生活拠点 臨海都市拠点

1-4 経営ビジョン ~ 川崎再生の原動力となる3つの大きな枠組み ~

第2次行 財政改革プラン


- ◆ 取組概要
行政体制の再整備
(新たに3年間で約1,000人の職員削減、指定管理者制度の導入等)
公共公益施設・都市基盤整備の見直し
市民サービスの再構築
- ◆ 行財政改革による効果は、市民サービスに還元するとともに、健全な財政構造の構築に取り組む

新総合計画 川崎再生フロンティアプラン

- ◆ 視点：
活力とうるおいのあるまちをどのように育て、運営していくか
- ◆ まちづくりの基本目標：
誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき

自治基本条例

- ◆ 基本理念：
市民の、市民の手による、市民のための自治
- ◆ 基本原則：
市民との情報共有、市民の参加と市民との協働
- ◆ 取組概要：
区民会議の設置、住民投票制度創設に向けた検討



これらの取組みにより川崎再生の姿を具体化し、
「元気都市かわさき」を市民の方々が日々の生活の中で実感できるものとなるよう、
引き続き市政運営に取り組む

2. 地方債をとりまく現状

- 2-1 地方債をとりまく現状 ~ 官から民への流れ ~
- 2-2 市債発行額の推移
- 2-3 地方債市場の動向

2-1 地方債をとりまく現状 ～官から民への流れ～

地方分権の推進

地方分権一括法(平成11年成立)に基づく起債許可制から協議制への移行(平成18年度から)

三位一体の改革は、新たなステージへ

財政投融资制度改革と地方債の市場化の推進

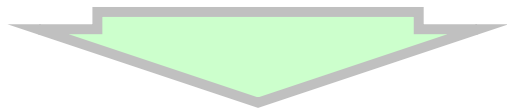
地方債計画における公的資金貸付の縮減・重点化

公営企業金融公庫の廃止と地方共同資金調達機関の創設(政策金融改革)

郵政民営化と郵政公社資金の廃止

市場公募債の拡大と多様化(市場公募団体の増加、統一条件交渉方式の見直し、発行年限の多様化、電子決済制度への移行等)

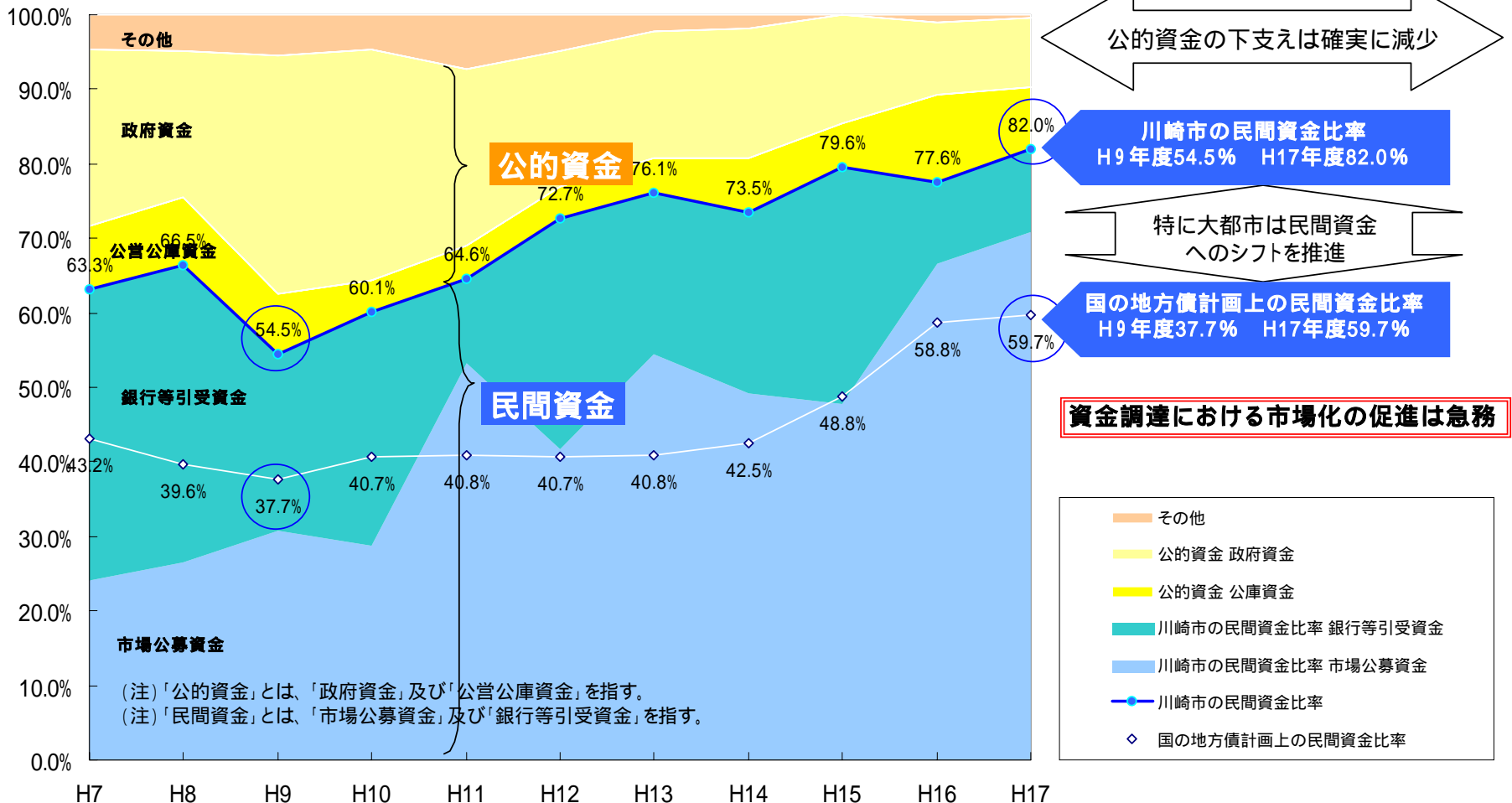
地方自治体の再生型破綻法制整備に向けた議論



- 地方自治体の財源を支える公的な資金の下支え部分は着実に縮減
- 自己決定・自己責任に基づく資金調達
- 民間(地方債市場)からの効率的な資金調達を目指したマーケットとの協働

2-2 市債発行額の推移(資金区分別)

財政投融资制度改革、公営企業金融公庫の組織改編、郵政民営化などの影響から公的資金による貸付が重点化されてきており、特に大都市に対する公的資金貸付の縮減は顕著



2-3 地方債市場の動向 ~ 銘柄間格差の拡大と発行年限の多様化 ~

平成13年度まで	全ての団体が統一の条件で発行
平成14年4月	2テーブル方式の導入 東京都とその他団体で発行条件に初めて格差 H14年4月 0.018%の差
平成15年度	東京都、横浜市、名古屋市が20年債を個別に発行 東京は30年債も
平成16年4月	東京都と横浜市が個別条件交渉に移行 H16年4月 都債と統一条件債0.01%程度の差
平成16年12月	川崎市で15年債（地方債で唯一）を個別に発行
平成18年度	神奈川県と名古屋市が個別条件交渉に移行 H18年4月 都債と統一条件債0.01%程度の差
平成18年6月	夕張ショック
平成18年7月	日銀のゼロ金利政策の解除
平成18年8月	川崎市で30年債を個別に発行
平成18年9月	統一条件交渉の廃止 各団体が順次個別条件交渉方式に移行 発行条件において流通市場での個別団体評価が反映 H18年9月 都債と大阪府債0.20%程度の差

地方債市場における銘柄間格差の拡大

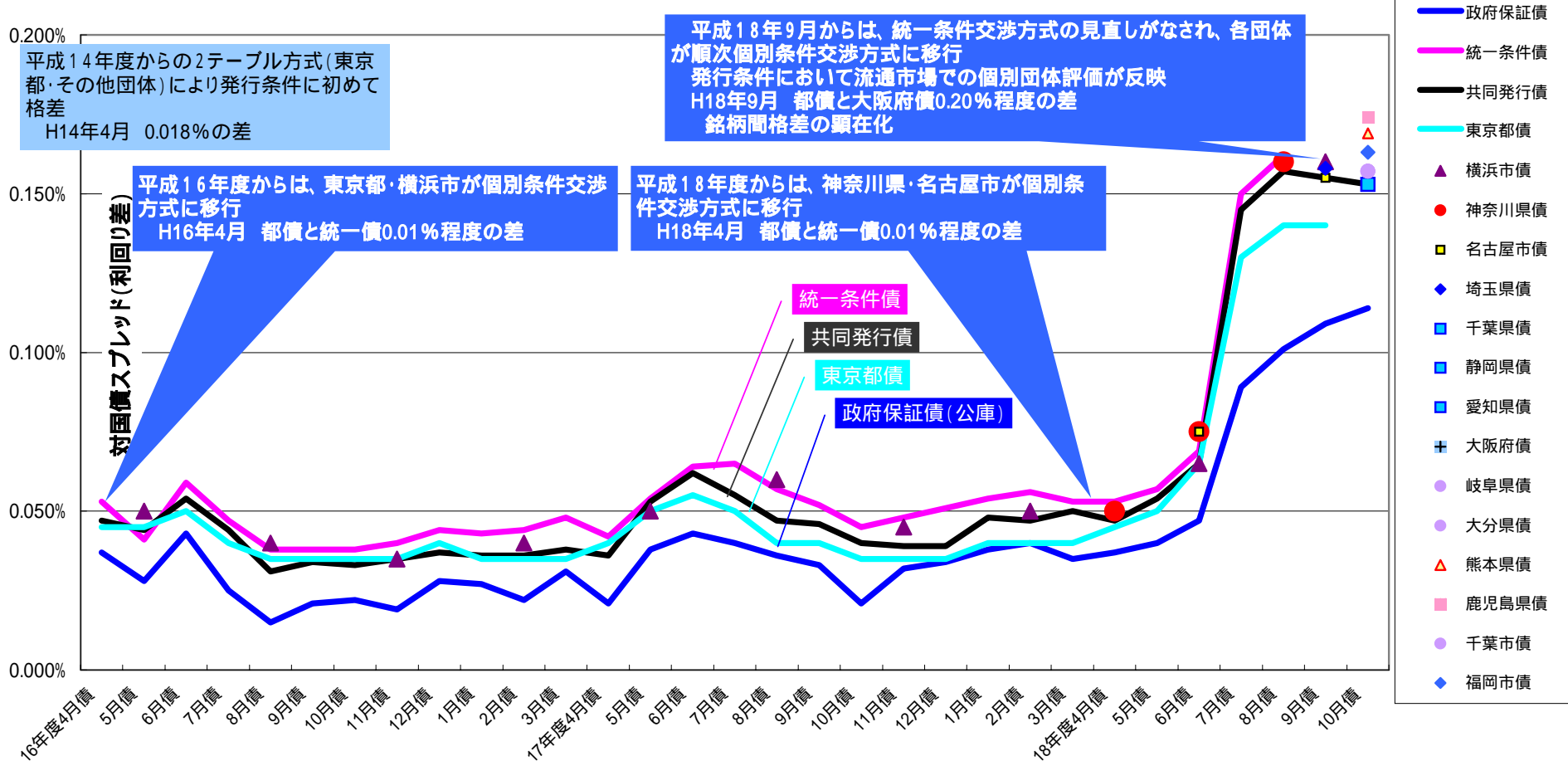
適正な金利水準とは？

暗黙の政府保証

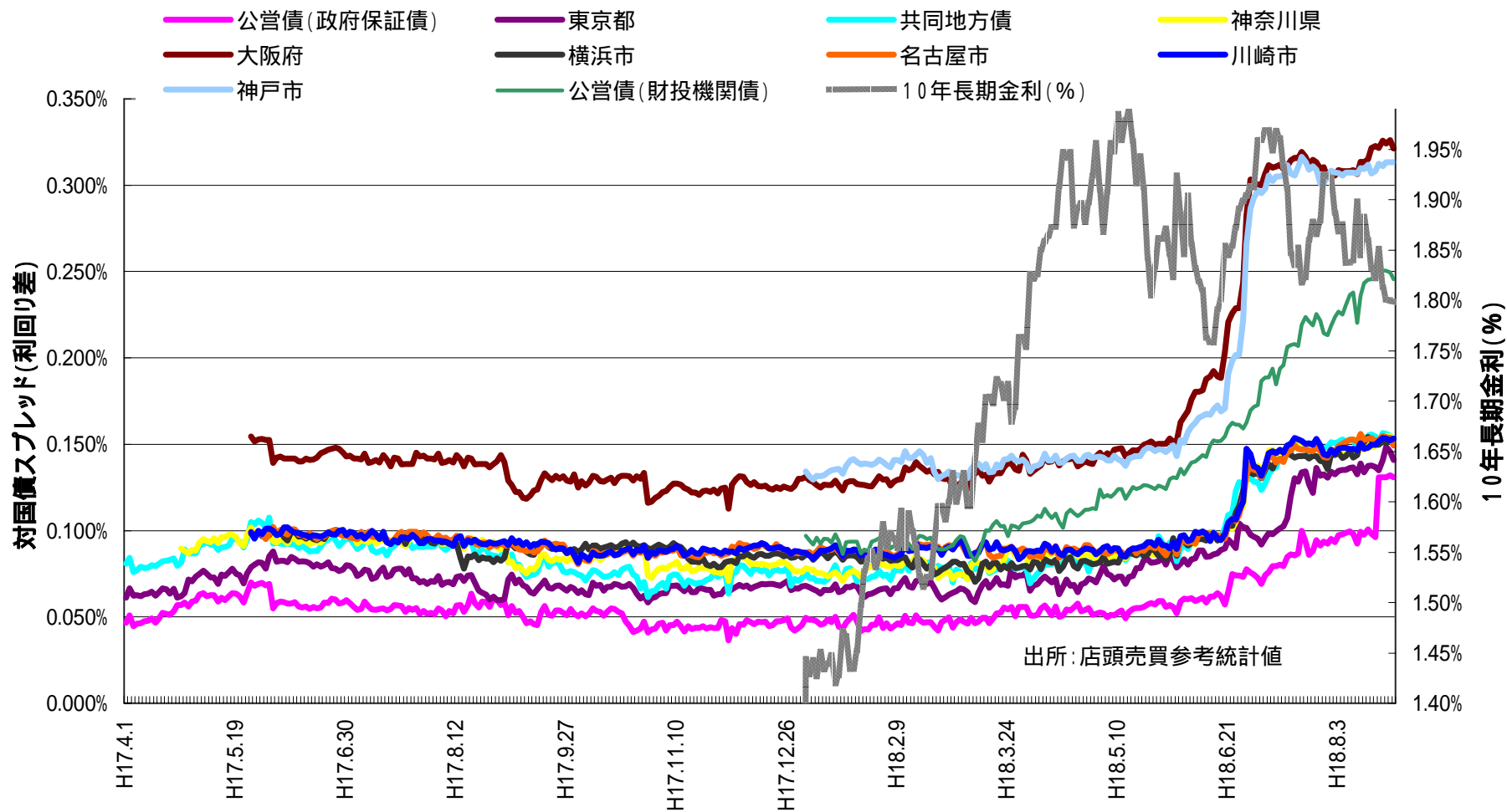
銘柄間格差の顕在化

参考：発行市場における対国債利回り差の推移（10年債）

発行市場における対国債利回り差の推移（10年債）



参考：流通市場における対国債利回り差の推移（10年債）



3. 調査研究会報告とI R活動の取組

- 3-1 川崎市のこれまでの取組
- 3-2 川崎市債に関する調査研究会
- 3-3 市債に関する新たな取組
- 3-4 //
- 3-5 //
- 3-6 川崎市のI R活動の考え方と取組
- 3-7 市民・個人投資家向けIR説明会
- 3-8 I Rサイトの開設
- 3-9 I Rポリシーの策定

3-1 川崎市のこれまでの取組

資金調達手段の多様化 流動性・商品性の向上

- 15年超長期公募債(平成16年度～)
- 個人消化の促進(5年債の個人消化率50%目標設定)
- 発行時期の平準化
- 発行年限のバランス化(中期・長期・超長期をそれぞれ1/3ずつ)等

条件決定方式と引受体制

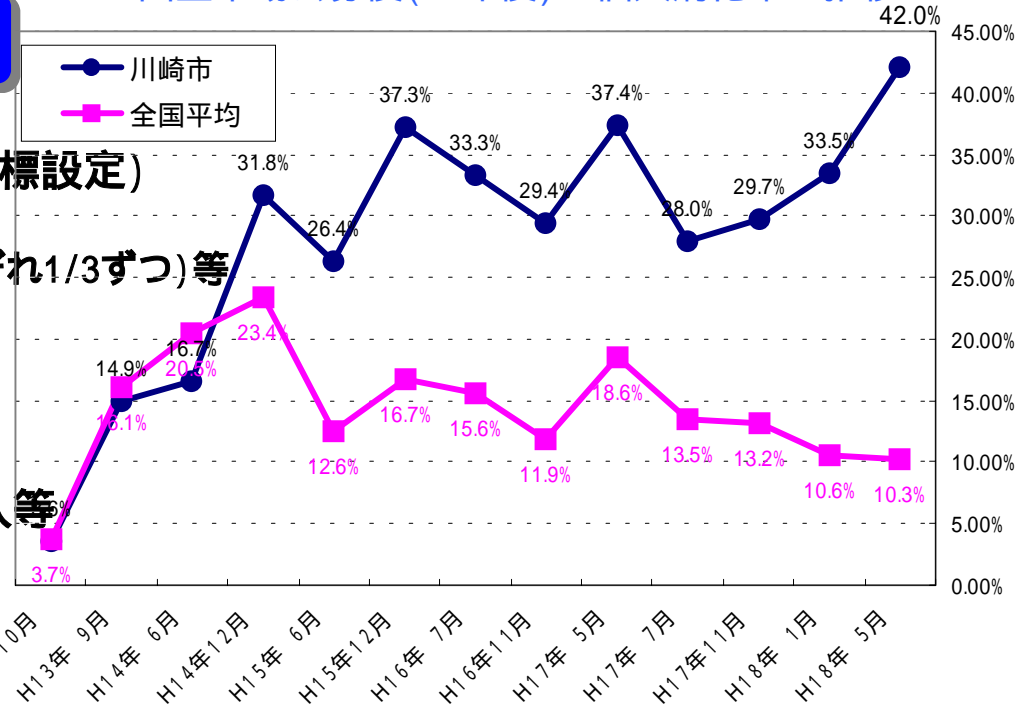
- 入札方式の導入(15年債)
- シ団編成に個人消化のメリットシステムの導入等
- 提案による主幹事方式の導入(ミニ公募債)

投資家に対するIR(情報提供)活動

- 独自の機関投資家向け説明会の開催(平成14年度)
- 市長による機関投資家向け説明会の開催(平成15年度～)
- ホームページ上に個人投資家向け「市債の広場」の開設(平成15年度～)
- 財政読本、市債パンフレットの発刊、市長による市民向け投資セミナーの開催(平成16年度～)
- ホームページ上にIR専用サイトの開設、説明会の模様を動画配信(平成16年度～)

今後も、これらの取組を踏まえつつ、民間からの資金調達の柱となる市場公募債を中心に、自らの責任と力で市場からより有利かつ安定的に資金調達を行う取組の一層の充実強化を図ることが必要

全国型市場公募債(5年債)の個人消化率の推移



川崎市債に関する
調査研究会への取組

3-2 川崎市債に関する調査研究会

～ 今後の起債運営および市債管理のあり方について検討～ 川崎市による自主的な取組みの一層の充実・強化について提言

起債運営のあり方

資金調達手段の多様化

- 市場公募と銀行等引受資金の選択、
- 八都府市による首都圏ボンドの共同研究、
- CSRへのアプローチ(環境配慮型ミニ公募債の創設)、等

流動性・商品性の向上

- 金利変動リスクの抑制と発行年限の設定、
- 固定金利と変動金利の選択、
- 投資家層に応じた商品性の多様化、等

情報収集体制・起債運営体制の整備

- 起債運営アドバイザー制度の導入
- 投資家懇談会の設置などの的確な情報収集体制の整備、
- 事務処理体制の整備、等

条件決定方式と引受体制

- 起債別に発行条件決定方式を選択(入札、主幹事、シ団交渉方式)
- シ団編成の充実・強化(定量・定性評価)
- 個別条件決定方式への移行、等

市債管理のあり方

計画的な財政運営と市債管理等の推進

- 償還能力、ストックの分析、
- 計画的な財政運営、
- 適切な市債の償還管理、等

H18年度に新たに設置する
財政問題研究会で更に議論

財政状況等の公表

- 川崎市自治基本条例に基づき分かりやすく迅速に公表、
- 比較可能な財政情報の開示、
- 将来推計の公表、等

I R 活動のあり方

投資家に対する情報提供活動

- IRポリシーの制定、庁内IR体制の整備、
- 投資家個別訪問、IRニュースの配信、多様なIR活動など情報提供の充実、等

3-3 市債に関する新たな取組 ~ マーケットとの協働を目指して ~

安定的な資金調達基盤の確立に向けた対応

シ団編成の充実強化

販売力・引受意欲のあるシ団メンバーを厳選

シ団間に適正な競争性を確保するため、定量的・定性的評価により定期的に見直す

個別条件決定方式への移行

個別条件決定方式への移行は、他団体や流通市場の動向を注視するとともに、起債運営体制、起債方法等の確立の進展状況を踏まえつつ、一定の有利性の確保を前提とした対応を図る

(平成18年4月1日から適用、単位：%)

金融機関名		5年債 市場公募債			
幹事団	代表幹事 (事務取扱)	横浜銀行 代表幹事預り分	20.00 0.00		
	副代表幹事	野村證券 日興シティグループ証券	12.00 11.00		
	幹事	みずほ銀行 大和証券エスエムピー	8.00 8.00		
		三菱東京UFJ銀行 新光証券	6.00 6.00		
		三井住友銀行	6.00		
		引受団	幹事候補	みずほインバスターズ証券 りそな銀行	4.50 4.00
				川崎信用金庫 三菱UFJ証券	4.00 2.10
				みずほ証券 岡三証券	1.70 1.40
				セレサ川崎農業協同組合 丸三証券	1.30 1.00
	ゴールドマン・サックス証券 モルガン・スタンレー証券			1.00 1.00	
東洋証券	1.00				
合 計		100.00			

(平成18年4月1日から適用、単位：%)

金融機関名		10年債 市場公募債			
幹事団	代表幹事 (事務取扱)	横浜銀行 代表幹事預り分	20.00 0.00		
	副代表幹事	野村證券 みずほ銀行	9.00 9.00		
	幹事	三菱東京UFJ銀行 大和証券エスエムピー	8.00 8.00		
		日興シティグループ証券 三井住友銀行	8.00 6.00		
		りそな銀行	4.50		
		引受団	幹事候補	新光証券 三菱UFJ証券	4.30 3.70
				みずほインバスターズ証券 みずほ証券	3.60 2.40
				川崎信用金庫 メリルリンチ日本証券	2.40 2.20
				ゴールドマン・サックス証券 ドイツ証券	1.80 1.80
	モルガン・スタンレー証券 岡三証券			1.20 1.10	
JPモルガン証券 丸三証券	1.00 1.00				
合 計		100.00			

本市では11月の5年債の起債から個別条件決定方式に移行

川崎市債のブランド力、存在感を一層高める新たなステージへ

3-4 市債に関する新たな取組 ～マーケットとの協働を目指して～

資金調達側の側面からのCSR（企業の社会的責任）への取組

- 目的：
持続可能な地域社会の構築に向けた企業活動など、環境と経済とが好循環するまちづくりを推進するため、資金調達の側面から、市内で事業活動を行う事業者等のCSRへの取組を促進する
- 環境配慮型ミニ公募債の創設、
- シ団編成基準の評価項目へのCSR理念の反映、
- IRポリシーへのCSR理念の反映、等



3-5 市債に関する新たな取組 ~マーケットとの協働を目指して~

的確な情報収集体制の整備

【起債運営アドバイザー制度】の導入



- 目的：
市場関係者及び有識者から、川崎市が起債運営の実務面に関し、直接かつ継続的に助言や意見を聞く
- メンバー：
川崎市の主要な引受金融機関(地域金融機関等・証券会社)及び有識者を中心に構成
- 市場関係者の参加メンバーは、市債の引受に関し特別な責任及び資格を伴い起債運営に協力する
- H18年5月に設置 年4回開催

【投資家懇談会】の設置

- 目的：
市債を保有・運用する機関投資家及び有識者から、川崎市が直接かつ継続的に意見を聞く
- メンバー：
国内の主要な投資家(生保、損保、投資顧問、共済組合など)及び有識者を中心に構成
- H18年5月に設置 年2回開催

両会合とも議事概要は、IRサイトで公開

3-6 川崎市のIR活動の考え方と取組 ～ 機関投資家・アナリスト向けIR説明会～

目的

価格決定力のある機関投資家、セル・サイドのアナリスト等に対して、市長自ら財政状況、経営ビジョン等を説明し、投資安心感を高めてもらう

実施内容

平成14年10月、川崎市内において初めて開催
平成14年10月、第1回合同IRに参加

以降、毎年参加

平成16年3月、川崎市内において市長による説明
平成17年3月、都内において市長による説明

以降、毎年実施

なお、川崎市HPにおいて動画配信も実施

効果等

アンケート結果に見る有益度は90%程度、財政の説明の十分性は60～70%程度
提供が望まれている情報としては、
地下鉄事業、中期財政収支見通し、市債発行&管理、など

本市独自の超長期15年債に加え、本市では初めてとなる30年債(8月)、
20年債(10月)の起債に向けて、個別の投資家訪問を積極的に実施

3-7 市民・個人投資家向けIR説明会

目的

住民参加型ミニ市場公募債の発行目的や充当事業など、まちづくりに役立ち、ひいては市政参画にもつながる市債が安心・確実な投資先であることの説明責任を果たす

実施内容

平成16年11月、川崎市内において市長の説明により初めて開催以降、毎年実施
なお、川崎市HPにおいて動画配信も実施
市民向け冊子「財政読本」、「市債パンフレット」の発行

効果等

アンケート結果に見る
有益度は90%強、市債の理解度はほぼ100%
第二部で実施した初心者向け債券投資講座についても有益度、理解度ともに80%台半ば
また、参加者の50%以上が、川崎市債の購入意向を示した


 広報

市民向け川崎市債投資セミナー開催

～第三回 市民による市民向けIR説明会～

- 川崎市は、平成18年8月22日(火)に中原区役所5階大会議室において、市民の皆様を対象に「川崎市債投資セミナー」を開催しました。(参加者85名)
- 第一部では、市の広報DVD「文楽時かわさき」を上映し、川崎の過去～現在への進化をご覧頂いた後、阿部市長より「元気都市かわさき」に向けた動きと経営ビジョン、市の財政状況に加えて、今回の環境配慮型ミニ公募債「川崎緑化推進債」について説明しました。
- 第二部では、財団法人国際生領学センターの村上博士より、市民講座「都市緑の森林再生の理論と実践」の講演が行われました。
- 市長が直接市民の皆様へ説明する「IR活動は、本市が全国で初めて取り組んだものです。
- 川崎市は、市債公募債の発行に際して、このようなIR説明会を通じて投資家や市民の皆様への情報開示と対話を重視し、行政経営の透明性を高めていく方針です。
- 当日の市長説明の模様(動画)、説明資料は川崎市投資家情報(IR)サイトに掲載いたします。

<http://www.city.kawasaki.jp/23/2344/knhome/ir/ir.htm>

< 式 次第 >

日 時：平成18年8月22日(火) 14:00～15:30

場 所：中原区役所 5階大会議室

■第一部 「川崎のまちづくりと市債」

説明：阿部孝夫 川崎市長

■第二部 市民講座「都市緑の森林再生の理論と実践」

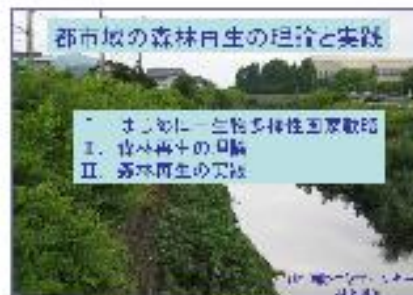
講演：村上雄芳 博士(財団法人国際生領学センター)



<阿部市長との質疑応答>



<阿部市長>



<市民講座(村上博士)の説明スライド>



<阿部市長説明資料から>

3-8 IRサイトの開設

- ・ホームページ活用（IRサイト）平成16年10月開設
- ・プレゼンの動画配信（機関投資家、個人投資家向け）

IRサイト

川崎市トップページ
『事業者の方へ』

（IR専用ページ：<http://www.city.kawasaki.jp/23/23sikin/home/ir/ir.htm>）



市債・IR・ペイオフをクリック

川崎市投資家情報
(IR)をクリック



説明会の動画付音声配信

3-9 IRポリシーの策定

地方自治体における先導的事例

本市のIR活動は、
「市債の安定消化を図るために投資家層を拡大するために行う活動」と位置付けられる
IRの基本方針を公表することにより、
内部体制を明確にするとともに、IR活動に関する投資家からの信頼を獲得

IR基本方針

- 川崎市自治基本条例の考え方に基づき、市の財政状況・経営状況に関する情報を適切に正しく伝えるIR活動に真摯に取り組み、市民・投資家の皆様との信頼関係を構築し、円滑な財政運営・資金調達へとつなげる
- 資金調達の面から、CSR(企業の社会的責任)を促す取組み、市自らのSR(社会的責任)への取組みに関する情報提供・説明責任をIR活動を通じて積極的に行い、環境に配慮した持続型社会の実現に向け、市民・投資家の皆様との協働による施策展開へとつなげていく

IR活動方針

川崎市のIR活動を進めていく上での4つのポイント

信頼性の高い情報発信

情報の双方向活動

分かりやすい情報発信

組織的対応

参考：IRポリシーとIR活動のスキーム

川崎市IRポリシー

1 IR基本方針

本市では「川崎市自治基本条例」を定め、自治運営の基本原則として「情報共有の原則」「参加の原則」「協働の原則」を掲げております。その第16条では、「市長は財政情報などを分かりやすく公表すること」と規定し、市の財政状況・経営状況に関する情報を適切に正しく伝えることとされています。本市は、こうした考え方に基づきIR活動に取り組んでまいります。

IR活動によって生まれる情報共有は、市民・投資家だけでなく、地域社会・地域企業の皆様など各ステークホルダー相互の理解と信頼を醸成し、市政への市民参加と協働の取組によるまちづくりへとつなげてまいります。このような観点からも、各ステークホルダーに広く、分かりやすく、かつ適時に情報提供を行ってまいります。

本市では、持続可能な地域社会の構築に向けた企業活動など、環境と経済とが好循環するまちづくりを推進するため、企業の社会的責任（CSR）を促す取組だけでなく、一事業者として、本市自らが社会的責任（SR）を果たす取組を展開しております。資金調達側の側面からも、本市の取組を推進するとともに、IR活動の中で、これらの取組状況に関する情報を積極的に提供してまいります。

2 IR活動の方針

(1) 信頼性の高い情報発信

市民・投資家や市場関係者の皆様との信頼関係を構築してまいります。現在の財政状況並びに将来のリスク関連情報をありのまま偏りなく伝えるとともに、組織として適時かつ継続的に情報発信を行ってまいります。

(2) 双方向活動

市民・投資家や市場関係者の皆様の情報ニーズの把握と対話を重視します。市民・投資家や市場関係者の皆様のご意見・ご要望を的確に把握し、今後の情報発信、IR活動に反映させるとともに、本市の都市経営に活かしてまいります。

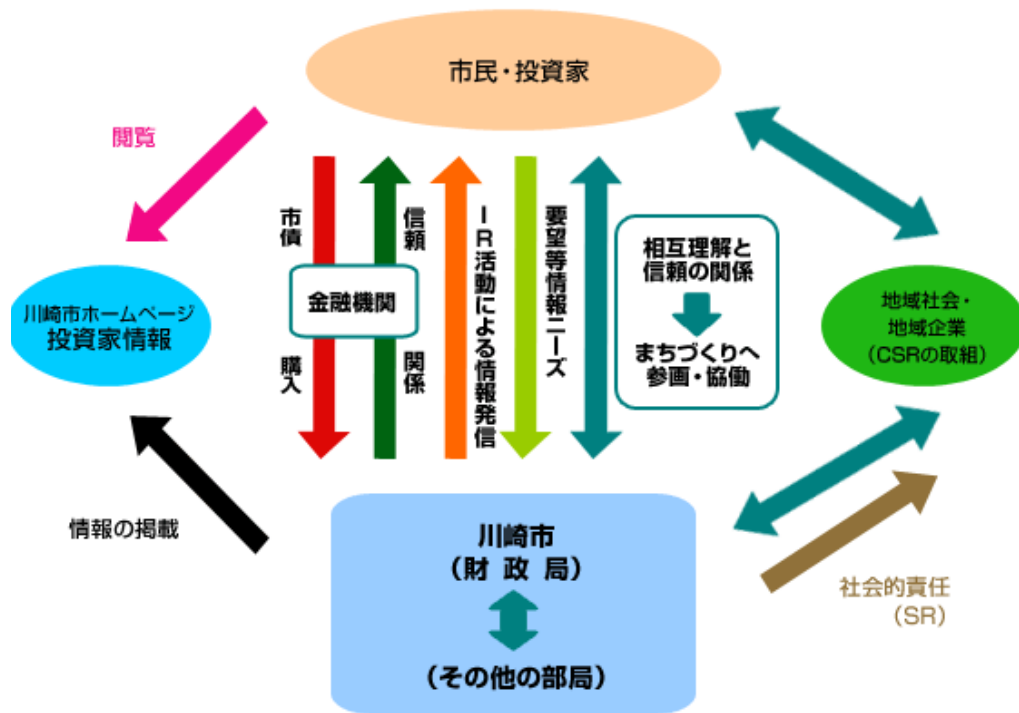
(3) 分かりやすい情報発信

整理された情報を市民・投資家や市場関係者の皆様に分かりやすく伝えていきます。市民・投資家の皆様の視点に立って、発信した情報を分かりやすく説明することを心がけて、川崎市に対する適正な認識を持っていただくことに努めます。

(4) 組織的対応

市役所内部の情報流通を円滑にするとともに、透明性を確保します。市民・投資家の皆様からの問合せ、情報提供などに際しては、窓口を一本化してすみやかに対応していく取組を継続・発展させるとともに、統一的・有機的に情報発信することにより透明性を確保してまいります。

IR活動のスキーム



平成18年6月8日制定